

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			
教 養 第 7 号			
令 和 5 年 4 月 7 日			

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

術科訓練推進期間「術科ウィーク」の設定について

昨今、全国的に公務執行妨害等による警察官の受傷事案及び拳銃使用事案が頻発しており、昨年度には、本県においても同種事案が発生するなど、警察官の職務執行を取り巻く情勢は厳しいものがある。

これら事案へ適切に対応するため、「青森県警察術科訓練規程」（平成17年12月26日本部訓令第22号）及び「青森県警察術科訓練実施要綱の制定について」（令和5年2月22日付け教養第209号）に基づき、各種術科訓練を実施しているところであるが、本県における昨年度の訓練実施は低調であり、職務執行に必要な術科技術及び体力の低下が懸念される状況にある。

このため、各所属における術科訓練の実施及び職員の訓練参加意識の向上を図ることを目的に、下記のとおり「術科ウィーク」を設定することとしたので、所属職員に本趣旨を理解させるとともに、積極的な訓練参加を呼び掛けるなど、本施策の効果的な運用に努められたい。

記

1 実施期間

毎月の第3月曜日から金曜日までの5日間

2 実施内容

上記期間において、所属における術科訓練の実施、術科又は受傷事故防止に関する教養等を積極的に推進するもの。

3 取組重点

- (1) 総合対処法訓練（基礎訓練及び想定訓練）
- (2) 柔道及び剣道（逮捕術の術技の基礎となる技）
- (3) 逮捕術訓練（基本訓練及び応用訓練）
- (4) 拳銃訓練（使用判断訓練）

4 その他

- (1) 期間中の実施回数及び時間については、各所属の実情に合わせて設定すること。
- (2) 訓練の実施に当たっては、所属職員の訓練参加状況の把握に努めるとともに、訓練未参加者及び訓練参加に消極的な職員に対し、個別に訓練への参加を呼び掛けるなど、訓練参加に関して職員内に不公平感を生じさせないように配慮すること。
- (3) 訓練開始前に十分な準備運動を行うなど、訓練中の安全管理に十分配慮すること。
- (4) 訓練の実施結果については、確実に術科訓練管理システムへ入力すること。

担当：教養課術科教養係

